

## 第50回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成28年7月27日（水）15時00分～17時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）  
副議長 井田 香奈子（朝日新聞オピニオン編集部次長）  
中川 英彦（元京都大学法学研究科教授）  
長見 萬里野（全国消費者協会連合会会長）  
清原 慶子（三鷹市長）  
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）  
松永 真理（テルモ株式会社社外取締役）  
湯浅 誠（法政大学現代福祉学部教授）  
神津 里季生（日本労働組合総連合会会長）

（日弁連）

会長 中本 和洋  
副会長 小林 元治、早稲田 祐美子、山口 健一、石原 真二、  
岩淵 健彦  
事務総長 出井 直樹  
事務次長 吉岡 毅、戸田 綾美、神田 安積、道 あゆみ、二川 裕之、  
近藤 健太、松本 敏幸  
広報室室長 佐熊 真紀子

以上 敬称略

### 1. 開会

（吉岡事務次長）

それでは、定刻となりましたので、第50回日弁連市民会議を始めさせていただきます。  
まず、日弁連側の出席者に簡単に自己紹介をしていただこうと思いますので、佐熊さんのほうから簡単に自己紹介を、順次こちら側のほうに。

（佐熊広報室室長）

昨年度から参加させていただいておりましたが、広報室長をしております佐熊と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

（岩淵副会長）

副会長の岩渕と申します。担当は、災害関係、消費者問題、人権関係でして、本日の熊本地震の関係を報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(山口副会長)

副会長の山口健一と申します。大阪弁護士会です。私は、憲法とか、刑事司法の関係を全般担当しております。刑事司法改革もこの間ずっと担当してまいりました。よろしくお願いいたします。

(早稲田副会長)

副会長の早稲田と申します。第二東京弁護士会です。私は、今日のテーマは法科大学院の関係で法曹養成でございますが、そのほか、研修とか、それから日弁連で今問題になっている弁護士不祥事の対策、そちらのほうをやっております。よろしくお願いいたします。

(小林副会長)

副会長の小林と申します。東京弁護士会でございます。今日の担当の法曹養成の関係を担当しております。あとは、民事司法改革、そのほか、子どもの権利擁護、児童福祉法の改正等ございましたけれども、そういった関係を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

(石原副会長)

副会長の石原真二です。よろしくお願いいたします。当市民会議を担当させていただいております。それ以外に広報とか、若手の弁護士に対する関係のところを担当しております。よろしくお願いいたします。

(中本会長)

会長の中本でございます。また後ほどご挨拶させていただきます。出身は、大阪弁護士会です。よろしくお願いいたします。

(出井事務総長)

事務総長の出井でございます。第二東京弁護士会でございます。よろしくお願いいたします。

(吉岡事務次長)

本日の司会を担当させていただきます。第一東京弁護士会、事務次長の吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

(戸田事務次長)

同じく事務次長の戸田でございます。よろしくお願いいたします。

(神田事務次長)

事務次長の神田でございます。憲法、刑事訴訟関係を担当しております。よろしくお願いいたします。

(道事務次長)

同じく次長の道でございます。今日の関係では、法曹養成、法科大学院の関係を担当しております。フット先生とは、大変ご無沙汰しておりますが、十数年前からこの法曹養

成の問題で、大変ご指導いただいております。ありがとうございます。

(二川事務次長)

事務次長の二川です。担当が法曹養成のうちの主に法曹人口ですが、そのほか民事司法改革等も担当しております。よろしくお願いたします。

(近藤事務次長)

事務次長の近藤でございます。今日のテーマでいえば、熊本地震等を担当しております。よろしくお願いたします。

(松本事務次長)

日弁連事務局職員で事務次長をしております松本と申します。よろしくお願いたします。

(吉岡事務次長)

ありがとうございます。それでは、本日の配付資料の確認ということでございます。皆様のお手元にあります第50回日本弁護士連合会市民会議次第というところの下の資料目録ということで、事前配付、議題1から3、それから日弁連新聞No.507、それから第49回日弁連市民会議議事録ということになっております。

今日の関係で、こういうクリアファイルの中に、法曹養成制度改革の今後のゆくえ(関連資料一式)というものが入ってございますので、ご確認いただければと思います。何か足りないものがございましたら、今の時点でおわかりいただければ。おって、足りないものがございましたら、その時点でまたご指摘いただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、これからは北川議長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

## 2. 開会の挨拶

(北川議長)

わかりました。それでは、ただいまから会議を始めさせていただきます。今日は、忙しいところ委員の皆さんご出席ありがとうございます。なお、村木厚子委員が所用のためご欠席でございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、委員の皆様にも一言ずつ自己紹介。では、中川委員。

(中川委員)

トップバッターです。中川と申します。私は、出身は企業でございまして、長い間企業法務を担当しておりました。その後、ご縁がありまして、法科大学院で少し教えたり、それからちょうど司法制度改革がございまして、そのときに法曹制度検討会という裁判官、弁護士、検事の制度をどうするかという検討会がございまして、その委員をやったり、そんなふうなご縁で、ここに今日来させていただいているんだと思います。

現在、ちょっと法テラスの審査委員をやっております、弁護士さんの不祥事関係を大

変たくさん見させていただいて、残念に思っているところですけども、そんなことで消費者といいますか、いわゆる利用者の目線で弁護士、いわゆる法曹界に対して意見があれば申し述べると、そういう観点でやっておりますので、一つよろしく願い申し上げます。

(長見委員)

全国消費者協会連合会の長見と申します。よろしく願いいたします。もう一つ、一般財団法人の日本消費者協会というところの理事長もしております。

弁護士さんたちには、大変いろいろお世話になっております。消費者問題も多岐にありますし、また、私どものほうでは人材育成をしております、講師役に本当にいろいろお世話になっておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

(清原委員)

皆様、こんにちは。東京都三鷹市長の清原慶子でございます。私は、2003年の4月30日より三鷹市長を務めておりますが、その前職が大学教員でございまして、東京工科大学のメディア学部の教員をしておりましたときに、司法制度改革推進本部の刑事裁判員制度検討会及び公的弁護の検討会の委員を、素人委員としてお受けさせていただき、裁判員制度においては、裁判官3人、裁判員6人をその検討会で主張いたしまして、それが幸い反映されましたので、その後三鷹市長を務めておりますが、検討会の委員は継続することができ、衆議院の法務委員会で参考人として招致されまして、この裁判官3人、裁判員6人の主張をさせていただくとともに、メディアについても過剰な規制をすることなく、裁判員の皆様の立場や人権を尊重しつつ、この制度を国民の感覚を反映する制度として、反映していただきたい旨を発言いたしました。

その後、もう10年経つような段階になっておりますけれども、私としては、その後ご縁があつて市民会議の委員もさせていただいておりますので、ぜひ市民に最も近い政府において働いている立場として、市民会議を作っていただいた日弁連の皆様の趣旨を心得ながら、現場の声を発言していきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(北川議長)

北川でございます。1990年前後に政治改革運動が起こったときに、衆議院議員をいたしておりまして、それで94年に政治資金規正法と公職選挙法が改正、そして95年に地方分権推進法ということになりましたが、その中で、司法制度改革もいろいろな機会に私どもも関係していたと。そんな関係から、三重県知事に就任して、やはり地方分権時代、もう今地方創生時代でございますけれども、地方自治体とか公共団体で、地方に政治がなかったというので、中央政府に対して、地方政府とは1回も言われたことがないということで、やはり法の支配が行き渡っていないし、立法権も全くないというようなそういう状態だったので、やはり専門の先生方にお入りいただいて、監査の部門とか、具体的ないろいろな部門ではあるのですけれども、やはり法全体で地方も仕切っていくないと、本当の意味の自治というのができていかないだろうと。したがって、地方政府を確立するためには、弁護士の先生方のお力も借りなければいけないと。そんなことで、いろいろなご議

論いただいたのですけれども、任期付で採用という弁護士先生は 100 名を超えて、大変ご尽力をいただいたと。そんな関係で、この席に座らせていただいているということでございますので、どうぞ、よろしく願いいたしたいと思います。

(井田委員)

朝日新聞の井田と申します。よろしく申し上げます。今は、オピニオン面という新聞の真ん中のところにあるいろいろな専門家の人とか、有識者の人に意見を言ってもらうようなページを担当しております、振り出しが札幌で、次京都へ行って、東京に来たんですけれども、行く先々で法律家の人にお会いして、すごく勉強させていただく機会を得たことは、本当に今の仕事に役立っているなど日々思っています。

それで、2001 年から司法制度改革の担当をしております。社会部というところが長いのですけれども、担当することになって、その後、日本で本格的に司法への市民参加が始まるということで、アメリカの市民の司法参加というのを勉強しに行ったり、ブリュッセル駐在で、また国際司法のことを取材していたりと、ちょっと離れていた時期もあるのですけれども、今こうやって改めて、今日の議題にもなっていますけれども、司法制度改革の果実というものが、果実だったり、それがちょっと難しいあんまりおいしくない果実になっていることもあるのかなと、いろいろそれは私なりにそういうものを書いてきて、こういうふうになる、ああいうふうになるということを書いてきた自分なりの責任感みたいなものも感じていて、本当にどうなるのかなと。皆さんがこうやって真剣にそのフォローをされているということに、本当にすばらしいなという気持ちをいつも持っています。よろしく申し上げます。

(神津委員)

連合の神津です。よろしく申し上げます。連合ということで、いろいろ法務省の關係の審議会ですとかに関わる場面も結構あるのですけれども、私はたまたま連合に来る前から縁あって、刑事司法、新時代の刑事司法改革ですね。取調べの可視化を含めて委員にならせていただいて、3年間ほぼ毎月ということで、もともと門外漢ですので、正直言って結構大変だったんですけれども、しかし、本当に貴重な経験をさせていただいて、やはり日本の社会の成り立ちですとか、意識、風土、そんなことについて非常にいろいろな啓発を受けたと思っております。また、改めてよろしく願いしたいと思います。

(フット委員)

東京大学のフットでございます。ロースクールに入る前に、実は日本に来て、日本語の勉強などをして、その頃、法律事務所で翻訳のアルバイトもさせていただきました。ロースクール出てから1年間、連邦地方裁判所、その後の1年間は連邦最高裁のウォーレン・E・バーガー長官のロー・クラークを務めて、そしてその後、東大で外国人研究生として21 か月、日本の裁判制度等について研究をしました。そのあたりから教職を目指していましたが、実務も経験すべきであると思って、まず日産自動車に嘱託として9か月、その後、ニューヨーク法律事務所も2年半アソシエイトを務めました。その後、ワシントン大学で

12年間教えて、その頃の担当分野は日本法全般でしたけれども、日本法の中でも特に刑事政策、刑事司法関連、労働・雇用法関連、そして裁判制度関連の研究を中心として行っていました。2000年から東大の教授となりましたが、その前も2回ほど、客員教授として東大で教えました。今から思いますと、実務教育関連で、当時菅野和夫先生と共同で担当したゼミで、メディエーションのシミュレーションと交渉のシミュレーションを取り入れました。東大は、2000年教授となってから法社会学という分野を担当してきましたが、実務教育にも関心があり、ずっと16年間国際契約交渉という科目を提供してきました。その科目では、インターネット経由のビデオ会議施設を通じて、東大とワシントン大学との間で、学生達のチームがフェースツーフェースの交渉を重ね、企業買収やジョイントベンチャーの契約作成・修正を行うわけです。このように私は、ずっと前から実務教育、実務と理論を架橋するような教育に関心が強いです。中川委員と同じく、この市民会議は、最初からずっとメンバーで、その間はいろいろと見てきたつもりですけれども、大変勉強になっています。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

(松永委員)

松永です。企業の出身で現在は、上場企業4社の社外取締役をやっています。昨今、コーポレートガバナンス・コードが叫ばれていて、女性役員は1人じゃなく複数をという動きがあります。しかし、まだ女性の候補者が少ないなか、女性の弁護士リストを日弁連で作っていただいたお陰で、今年から女性弁護士さんが企業の社外取締役・監査役に就任されるケースが増えてきました。今後ともぜひ、企業との接点を強めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(湯浅委員)

湯浅です。よろしくお願いいたします。この肩書きは法政大学になっていますかね。本業は社会活動家という肩書きでございます。危ないことはしていないので安心して下さい。ここの市民会議委員は2010年だったですかね、それぐらいからお世話になっております。主にやっているのは日本の貧困問題で、3年ほど内閣府の参与をやっていました。その関係で生活困窮者の自立支援法という制度に関わってきています。

弁護士さんとの関わり、法律家の方たちとの関わりでいうと、相談とか、相談を通じた地域づくり、地域包括とか、地域包括ケアシステムとか、ずいぶん最近包括という言葉が増えていますが、あまり障害とか高齢とか子どもとか区別なく共生型地域をつくっていくというときに、コーディネーター的な役割を果たす人材が必要になってきますので、そこら辺で地域によっては法律家の方たちが、そういう役割を担っていただいているところもあり、そしてその人たちのつながりの中で見えてくる弁護士さんたちのお仕事というのを拝見しているという感じです。

最近では、子どもの貧困の問題にも関わってまして、つい最近では、今月になってからYahoo!ニュースで子どもの貧困に関する連載を始めました。普段、テレビとか新聞とかに出ても、なかなかどれぐらい反応があるのか、どれぐらい見られているのかわか

らないんですけど、ああいう Web というのは、一桁台まで何人見ましたと数字が出ますから、何人がシェアしましたという数字が出るもので、わかりやすいな、なるほどな、こういうことだと、やはりそれが張り合いになるんだなと思って見ております。よければ見てみてください。よろしく申し上げます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから 50 回の市民会議を開会させていただきたいと存じます。

### 3. 中本和洋日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に、中本和洋日弁連会長から一言ご挨拶をいただきます。

(中本会長)

市民会議の皆様方、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。我々新執行部 4 月からスタートしておりまして、約 4 か月、まだ 4 か月かという感じと、もう 3 分の 1 も終わるんだなという、両方の思いがありますが、この 4 か月の間にいろいろな出来事が起こったり、弁護士に関連する法律案も幾つか成立しておりますので、ちょっとその辺をご説明させていただいて、それから本論に入りたいと思います。

ご承知のとおり、4 月 14 日に熊本地震が発生いたしました。日弁連は、これまで東日本の経験もあり、対応については、相当なスキルは持っているのではありますが、この地震に対する対応策として、直ちに災害対策本部を立ち上げました。主として、法律相談等に取り組んでいるところであります。

この取組みの詳細な内容は、本日は岩渕副会長から詳しくご説明をさせていただきます。岩渕副会長、よろしくお願いたします。

それから、弁護士・弁護士会に関連する法律案が、この 6 月に会期を終えました今国会で、幾つか法律案が成立しております。最も弁護士会に関連する法案としては、刑事訴訟の一部改正案でございます。これにつきましては、昨年の執行部では理事会等で喧々諤々の議論があったわけでございます。これは、ご承知のとおり、一部事案についての全面的な録音・録画が実現できるとともに、司法取引だとか、あるいは通信傍受の拡大という弁護士にとっては警戒すべき内容が含まれていたものですから、この問題については、かなり議論がありましたが、少なくとも刑事司法改革を一步前進するという評価の下に、日弁連としてはこの法案の成立を見守っていたわけでございます。これにつきましても、担当の山口副会長のほうから、また詳しくご説明をしていただこうと思っております。

それから、総合法律支援法という法律ができて、これはこれまで高齢者・障がい者、あるいは DV とか、ストーカー事案、法テラスの無料法律相談が今までできなかったのですが、こういうものが対象になって、無料法律相談ができるという内容を含んでおります。

さらには、熊本地震の被災者に対して、7 月 1 日からですが、これも無料法律相談がこ

の法律の成立によってできることになりました。大変な前進になったと思います。

それから、児童福祉法の改正というのがございました。これは、かなり我々弁護士にとっては大変対応を迫られる問題なのですが、実はこの法律案は、児童虐待が急増していることに対する一部改正案でございまして、全国 200 以上ある児童相談所の全てに弁護士を配置、若しくはその配置に準ずるような措置をとることが義務付けられているのであります。しかもそれは 10 月 1 日、あと 2 月しかない、そういう非常に切迫している事態に今なっております、日弁連としては、全国の会員にそのような協力ができるか、そういう執務ができるかということについてアンケートを求めました。

現在、600 通近い回答が得られておりまして、私が当初思った以上に、会員の関心が非常に高いと。かなりこの配置の問題については、日弁連が積極的に対応できるのではないかとというような予感がしておりますが、なにせ 200 以上ある児童相談所ですので、これから 2 月の間に具体的にどういうふうに対応していくか。これは各自治体との協議になりますので、自治体と協議した上で、常勤の弁護士か、あるいは非常勤でもいいけるのか、そういうところをこれから協議して、その対応に取り組んでいるところであります。この辺が、弁護士・弁護士会に関連する法律案の成立でございます。

我々今執行部は、これまで利用しやすく、頼り甲斐のある司法を築く。それによって社会の隅々まで法の支配が行き渡されると、こういう基本的な方針の下にいろいろと問題に取り組んできているわけでございます。

もちろん、先輩の弁護士は、様々な人権擁護活動で数多くの成果と上げておりますし、また、各方面における司法問題にも積極的に取り組んできているわけでありまして、未だに日弁連は重要な課題をたくさん抱えております。

具体的には、昨年来から、いかにして平和と人権を守るか、平和をいかにして守るかという議論が国民の間に安保法制をめぐる議論があります。要するにこの問題は、日弁連が基本的人権を擁護するという使命を持っていることからしますと、大変重要な問題で、戦争は最大の人権侵害でございますので、この平和と人権を守る取組をどうするかと、これも大変重要な問題です。

さらには、民事・刑事の司法改革、それから法曹養成制度改革、それから先ほどお話が出ましたように、いかにして弁護士自治を守るか、不祥事をどうやって防ぐかというような課題、大変重要な課題を抱えているわけでありまして、本日は、その中から法曹養成制度改革について取り上げさせていただきまして、これにつきましては、小林・早稲田両担当副会長から、ご報告させていただきたいと思っております。

本日、このようなメンバーで協議をさせていただきます。また貴重なご意見を沢山いただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。



#### 4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは、次に議事録の署名人を決定いたしたいと思いますが、恐縮ですが、清原委員さんとフット委員さんに指名したいと思いますが、よろしく願いいたします。

#### 5. 議事

(北川議長)

それでは、議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり、進めさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

#### 議題①法曹養成制度改革の今後のゆくえ

(北川議長)

それでは、第1の議題として、「法曹養成制度改革の今後のゆくえ」を検討していきたいと思いますが、まず、小林元治副会長、早稲田祐美子副会長にご説明をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

(小林副会長)

座ったままで失礼いたします。資料として、いろいろここにあるのですが、概略的なところを口頭で申し上げたいと思うのですが、昨年、法曹養成制度改革推進会議というのが政府の下にあった会議でございますけれども、ここが「法曹養成制度改革の更なる推進について」という、推進会議決定で方針を幾つか出していただいたわけですね。

この中で、幾つか大きな課題があるわけですが、合格者数については、一つ、1,500人ということ。あと法曹養成について、法科大学院の組織的な見直しをします。そして予備試験等々については、制度本来の趣旨に従った、経済的理由で法科大学院へ行けないという方に対する例外的な措置であると、そういうことから、そういった制度趣旨に従った運用をすとか、あるいはそういった制度改革の中で、司法試験の合格率を7割から8割、これは累積でありますけれども、そういった方向を目指すとか、それから修習生に対する経済的な支援を行うということ。

あるいは、出口改革になりますけれども、法曹の活動領域を増やしていくと、そういった取組。法曹三者をはじめ、関係省庁等も巻き込んで一体となって、この法曹養成の改革に取り組んでいこうと、大きな方針を示していただいたわけですね。

2001年の政府の司法制度改革の審議会の意見書での大きな方針は、司法の容量を大きくして、社会の隅々に法曹、特に弁護士なども社会生活上の医師として活躍できると、そういう社会、事前規制から事後社会へのチェックというか、そういうことで法の支配を目指すという日本における法の支配を実現しようという、大きな理想の下に司法制度改革がなされました。それで、法曹人口が増える。この法曹人口が増えるということは、弁護士の数が増えていくということになりますので、どんどんどんどん増えていったと。当時、弁

護士の人口を含む法曹人口が増えていけば、法的な需要も当然それによって増えていくだろうという方向の下に、人口が増えていったわけですね。

それに伴う効果はいろいろな意味でありました。過疎はなくなりましたし、あるいは自治体であるとか、企業であるとか、社会福祉の現場、それから法的支援等で海外等に行く人たち、それから国際公務員という形で国連であるとか、ユニセフであるとか、そういった現場にもどんどんどんどん弁護士等も出掛けるようになりまして、非常に幅広い分野で法廷以外の分野で弁護士が活躍できる、そういう社会がつくられつつあるということは、極めていい結果だったと思っております。

ただ、活動領域の拡充が必ずしも十分ではない。それから、フット委員とも私も何度も意見交換させていただいて、出口の部分で民事司法改革、会長が申しあげましたように、頼りがいのある利用しやすい司法、これは民事の部分なんですけれども、こういったところが必ずしも十分でない。司法の利用者のアンケートを政府がずっと5年ごとに行っておりますけれども、利用しやすいか、あるいは満足できるものに制度はなっているのかというアンケートがあります。これに肯定的に答えているのは2割以内なので、その数は増えていない。

だから、中坊先生が以前言われましたけれども、利用しやすさ、満足度でいうと、2割司法という現実はまだ依然として残っているんですよ。ダニエルさんなどは、日本の社会で需要がないわけではなくて、需要を吸い上げる制度が必ずしも十分ではないのではないかというようなことをおっしゃって、今それはかなり通説的な理解になっているのではないかと思うんです。

そういう意味で、出口改革がやはり十分ではない、活動領域、それから民事司法制度改革が必ずしも十分ではないということからすると、やはり私たちは、こういったところを目指していく必要があるだろうということで、今年の執行部は、法曹養成制度と並んで民事司法改革、そして弁護士の就業といたしますか、十分活躍できる、そして利用者の視点でそういう改革を今後取り組んでいくことが、市民の司法にとっても重要な道筋ではないだろうかと考えているところです。

もう一つ法曹養成では大きな課題があります。今一番の課題は、学生の法曹離れ、それから司法試験離れ、中学・高校、そして大学ですね。学生が法曹を志望していないという現実があります。この傾向がどんどんどんどん進んでおります。それは何が原因なのかということはいろいろ言われているわけですが、三つほどありまして、司法試験の合格率が思ったほどの高率になっていない。大体23%とか25%程度です。それから、養成課程で時間がかかる、お金がかかると。修習生に対する給費制が現在なくて、単なる貸与制であるということで、法曹養成課程で借金をしながら社会に出ていかなければいけないわけですね。そして合格した後、弁護士になろうとした場合の就業不安というのがあります。いわゆる就職難ですね。

この三つ、合格率の低迷と、時間とお金のかかる養成課程、そして就業不安というか、

就職難、この三つの要素が、悪い意味で社会に蔓延しているというか、ある意味浸透してしまっている可能性もあるということで、私たちも含めて、昨年の推進会議の後継組織である法曹養成制度改革連絡協議会では、弁護士だけではなくて、検察官、裁判官も含めて法曹全体の問題として、やっていく必要があるのではないかと、今考えております。これは日弁連だけではなくて、法曹三者、それから文科省、法務省、そういったところが、共通の課題として今認識しているところでございます。

そんなことで、今日、資料としては、武井咲さんのクリアファイルの中に、こういった資料もあげさせていただいていますけれども、「弁護士になろう☆私のゲンバ☆」だとか、「弁護士になろう！！★8人のチャレンジ★」だとか、こういった動画だとか、パンフレットとか、いろいろなツールを使いまして、現場で活躍をして、日夜活躍している弁護士の実像をもっともっと皆さんにご理解をいただきながら、弁護士の魅力、法曹の魅力というものをアピールしていく必要があります。今年、法曹養成制度改革の一つの大きなテーマとして、中学校とか高校の現場に出かけていこうと。大学とか、人文系の分野の学生の皆さんに、法曹の魅力、弁護士の魅力などを、一生をかけて取り組む職業としてふさわしいものであるということも訴えながら、法曹を目指していただく活動に取り組んでいく必要があるということで、取組を始めたところでございます。

(北川議長)

ありがとうございました。では、続いて。

(早稲田副会長)

そうしましたら、私のほうでちょっと資料の説明をさせていただきます。配付させていただいた資料の2/24と3/24、資料1、資料2でございますが、これが先ほど小林副会長が申し上げたとおり、法科大学院への志望者、受験者、それから司法試験の受験者でございますが、実は、この資料は平成27年度、つまり昨年度までしか出ておりません。26年度、27年度は、数は若干下げ止まったという数だったのですが、平成28年度、今年全てにおいて数が下がっております。

まず、資料1の一番上の法科大学院適性試験の志願者、適性試験を受けた方々が、来年法科大学院へ入るという資格を得るわけなのですが、これが、去年は3,928人の志願者数だったのですが、今年は3,535人で、受験者は3,286人だったと発表されております。

それから、2/24の真ん中のところ、平成27年度は入学者数が2,201人だったのが、本年度1,857人という、これが実入学者数でございます。

それから、資料2のほうは司法試験の受験者数ですが、今年非常に落ちまして、平成27年度は、8,016人の実受験者数だったのですが、先ほど小林副会長が申し上げたとおり、平成28年度は実受験者数は6,899人ということでございます。昨年維持してしまったのがおかしいという見方もあるのですが、2年分の数の減少が今年一気に来たということで、ロースクールも我々の業界も、かなりの危機感をもっているということでございます。

いろいろな分析があるのですが、やはり先ほど小林副会長が申し上げたとおり、ロース

クールに行って法曹になるというのは時間もかかるということ、それからお金もかかるということ。修習生になっても貸与制でお金がかかるということ。さらにやはり一番の問題は、法曹になってからの経済状況があまり良くないという、法曹になってから、経済的にはかなり難しい状況になって、かつそれに優るような、我々の魅力をアピールできていなかったのではないかと。そういう意味では私どもも危機感と、かつ反省をしたところでございまして、先ほどものご説明のように、4/24 が日弁連が持っているいろいろなチラシ等でございます。

法曹人口につきましては、会員の中でいろいろな主張があったところではございますけれども、本年3月11日の臨時総会で、日弁連がどういう法曹人口及び法曹養成を目指すのかということところは、一応の決着はついて、本年度はそれを踏まえて、どういう形で魅力を発信して有為な人材を我々の後継者として迎え入れることができるかということ運動としてこれからやっつけよう。これは各地、東京だけではございまして、北海道から沖縄まで、各地のロースクール、それから各地の弁護士会とそれぞれ連携してやっつけようということを考えております。私からは補足は以上でございます。

(北川議長)

ありがとうございます。今お二人からご意見を頂戴いたしたわけでございますけれども、これに関しまして、委員の皆さん方から、それぞれご質問、ご意見等々を承ればと思いますので、どうぞ、挙手でお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。どうぞ、清原委員。

(清原委員)

ご説明ありがとうございます。大変今置かれている現状というのが、簡潔な中に明らかになったと思うのですが、今回いただいた資料では、法科大学院の数の減少が背景としては、明確には示されていないように思うのですが、受験者数が減ってきたことと、同時並行的に法科大学院でも学生募集をやめたところというのがあるわけでございますので、そういう意味では、どちらが先か後かは別として、法科大学院そのものが存続しにくくなってきている状況というのがあると思っております。

そして、その他志願者の減少の要因としては、経済面あるいは進路の不安等々あると思うんですけれども、やはり法曹三者の皆さんが、今後の法の支配を実現していくためには、それぞれがご一緒になって優れた人材の確保は継続していかなければなりません。そういうなかで日弁連の皆様も、法科大学院に教員として参画されるとか、存続に向けて大変ご苦労されてきた経過があると思うんですね。でもなかなかそれが円滑にはいかず、今の状況にあると思うんですけれども、法科大学院に関わってこられたお立場から、法科大学院の継続というよりも、これからは維持と充実というんでしょうか、そういうところにどのような展望を改めて持っていらっしゃるかということ伺いたいのと、それから、しかしながら、期間が長くかかるし、経済的にもなかなか不安があるので、法科大学院を進路として選択をしていく層の拡充にとっては、まだまだ課題がある中、何か今後の運動の方向

性として、新たな経済的支援の枠組みを政府に提案されるとか、あるいは既にもう文部科学省等と、あるいは最高裁判所とやり取りされているとか、何か最新の動きがあれば補足して教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(早稲田副会長)

ご質問ありがとうございました。今のご質問のとおり、法科大学院は、どんどん募集停止をしております。本年度は、北海学園という札幌にある法科大学院が5月に募集停止を発表いたしました。これは、やはり入学者数が本年度1名だったんですね。1名で維持できるかと。札幌弁護士会が非常に法科大学院もいろいろと支援をしております。特に北海学園は、夜間とか社会人とか、そういう多様なバックグラウンドの方を積極的に法曹にしようというようなコンセプトのところがございます。

ただし、残念ながらそういうところはなかなか合格率があまりよくないという実際がございます。東京もそうですが、社会人とか夜間のところをアピールしているところは、結構早めに募集停止をしております。ただし、日大は今年人数が増えているのですが、これは夜間等をやり始めたというところではないかと言われております。

それで、文科省ないし法科大学院も非常に危機感を覚えておまして、今3年間の平成30年までを法科大学院の集中改革期間だという形にしております。その中で一つは、今までだと大学の法学部に4年通って、それからさらに、法科大学院に2年というのが最短というところですが、それを3プラス2ということで、3年から飛び級にして2年法科大学院に入るとか、そういう制度を幾つかのロースクールは取り入れてやっております。文科省も、そういう動きを促進しているというところもございます。

それから、もう一つは、実は結構法科大学院は奨学金制度が充実しているところもございまして、これは当然ながら成績の上位の方しか適用にならない場合が多いのですけれども、むしろいい学生に自分たちのところに来ていただいて、というところもあるのだと思いますが、給費型の奨学金制度もある程度つくっているというところもございます。

逆に言うと、こういう数字というのは、なかなか今まで受験生に浸透していなかったというところもあるので、むしろ奨学金もいろいろあるというようなところもきちんとお伝えしていかなければいけない。これは文科省もロースクール協会のほうもそういう形です。

もう一つは、日弁連としましては、やはり司法修習生の貸与制についての問題を改善していきたいというところがございます。

(小林副会長)

次の経済的支援の枠組みを何か提案されているのかという話ですけれども、先ほどもちょっと申し上げた司法修習生に対する経済的支援という給費的なものを実現していこうということにつきましては、自民党の司法制度調査会の中の間提言の中では、法曹の有為な人材を確保するためには修習生に対する経済的支援の充実・強化ということが打ち出されました。その後いわゆる骨太方針、財務運営の基本方針の中に、同じような司法修習生に

対する経済的支援をすべきであると、こういう一文が入っているんですね。これを何とか早急に実現をしていただくことが大事ではないかと思います。

そのほか、活動領域の拡大であるとか、そういった課題は、これも大きな課題ではありますがけれども、経産であるとか、これに関連する関係省庁も入った有識者会議というものもありまして、そこでの提言も出ているわけです。そういった国・自治体でも、今 200 人以上が任期付公務員として仕事をしており、徐々には増えています。

海外展開の部分などでは、弁護士もいろいろな形で活躍をし始めておりますので、政府も一体となって法曹有資格者が活動できるようなフィールドをつくっていくということは、法の支配の視点でもこれは必要ではないかなと。それと関連して大きいのは、フット委員がよく言われる民事司法を含む様々な制度改革が、日本は必ずしも十分ではなくて、利用者のニーズを吸い上げていないのではないかと、利用しにくい状況になっているので、ここを解決しなければどうしても目詰まりが起きていくという、そういったことにも、今年の日弁連執行部は、重点的に取り組んでゆく必要があると思っているところです。

(清原委員)

どうもありがとうございます。

(北川議長)

よろしいですか。

(フット委員)

今日の資料などを見て、以前から私が思った通り、そして学生に対しても言ってきた通り、法曹の将来は明るいと思っています。いろいろな意味でそう思っていますが、昔に比べて、例えば国際化が進んできました。それは、1年ほど前にこの市民会議で海外進出のローファームのお話があったと思いますが。あるいは専門化が進んで、自分の好みに合った分野を専門にできるという時代にもなってきています。しかも法曹の多様化で、先ほど小林副会長の話にありましたように、組織内弁護士も 2,000 人を超えており、企業内弁護士又は官庁、地方自治体などのいわゆる公務員弁護士が大幅に増えました。しかも流動性も上がり、例えば一旦官庁を経験してから法律事務所に戻り、その経験・知識を生かして、さらに自分の専門分野を強化したりするという現象も出てきています。このように、様々な理由で、弁護士の道が随分広くなり、これまでの法曹よりも、はるかに将来性があるように思います。学生たちにそれをアピールしようとして、市民会議に2年ほど前ご報告をいただいた野村裕弁護士を、先日私の法社会学の講義にゲストスピーカーとして呼びました。野村弁護士は、法律事務所から一旦日本銀行に出向して、そして事務所に戻ったのですが、その後もう一度出て、今度は被災地にある石巻市という地方自治体で公務員弁護士を3年間勤めました。まさに私の学生 150 人程度に、その話を聞かせて、法曹にはこのように様々な道があり、いろいろな経験ができるんだということをアピールしようとしてきました。ですので、今日の資料で、まさに、人権関係、あるいは刑事専門関係など、様々な魅力的な道があるということをアピールしているパンフレットなどを見て、日弁連がこのよ

うなキャンペーンをうることに大賛成です。

しかし、皮肉なことに、このようなポジティブなキャンペーンが必要となったのは、以前のネガティブキャンペーンがあまりにも行き過ぎたというか、効きすぎた、ということには悲しいように思います。今から思い出すと、私の記憶では2008年あたりの緊急提言、法曹人口に関する緊急提言あたりで、法曹人口を抑える戦略として、法曹は就職難になっていることを強調しました。即独の問題、あるいは司法研修所修了しても登録しないなどということあまりにも強調しすぎて、学生の間、あるいはこれから法学部に入るかもしれない人たちの間でも、いや法曹はもう暗い、法曹は将来性がないなどというイメージは、あんまりにも定着しすぎて、それでそういう定着したイメージを変えるのは大変なことであると思います。今回のポジティブキャンペーンは非常に良いことだと思うのですが、その一旦定着したイメージを元に戻すのは、相当難しいように思います。

それと関連するかもしれませんが、2008年あたり、法曹養成側から、日弁連に批判してほしいところがいっぱいありました。例えば、法科大学院は、実務と理論を架橋する教育を重視する、というのがスローガンになっていたけれども、以前よりはだいぶ進んだとしても、まだまだ実務教育が足りない、と思っていました。多くの法科大学院において、国際化もスローガンとなっていました、国際関連の教育をもっと重視すべきであるとも思っていました。そのような改善すべき点は、日弁連に指摘してほしい、と考えていました。すアメリカの法曹協会が1990年代にマクレイトレポートという、有名なレポートですけれども、そのレポートにおいて実務教育の強化をアピールして、それはアメリカのロースクールにとっても強いインパクトを持ちました。私から見て特に緊急提言が出された時点あたりで、日弁連も同じように実務教育の強化を唱えるべきであると思っていました。確かに、緊急提言において、実務と理論を架橋するのが足りないということは触れてはいるのですが、しかし一番大きな問題として、基本知識が足りないということをポイントにしました。その後もずっと基本知識がポイントになっていたように覚えています、それは法学部でもできることであって、むしろロースクールには何ができるのか、何が求められているのか、ということを検討してほしい、と思っていました。法学部でもできないし、司法研修所でもできないものとして、それは国際化、あるいは取引関係のローヤリング関係ですとか、交渉教育等そういったところは、まさに付加価値であるように思っていますが、そのように、法科大学院に求められている教育についての議論をして欲しかった。しかし、その後「基本知識が足りない」という批判により、法科大学院はさらに知識偏重の教育に偏ってきたように思います。ですので、これから日弁連として、むしろ法科大学院の教育内容の改善を重視して、そういったところを強調していただきたいと思いません。

それはまた司法試験とも関係してきます。司法試験の今の内容ですと、まさに実定法科目を隅々まで勉強しなければならないという感じですがけれども、実務関連のいわゆるパフォーマンス・スキルを試すようなものとか、あるいは法曹倫理を試すものは、一切含まれ

ていない状況です。そこで、むしろ法科大学院の教育と司法試験とをセットして、日弁連として、そういったところの改善をこれからアピールしていただきたいと、私は思っています。すみません、長くなりましたけれども。

(北川議長)

いやいやどうも、何かご見解か何かありますか。

(小林副会長)

いや、その通りだなと。

(フット委員)

自分のほうから言うのは、ちょっと言いづらいと思っていましたけれど、まさにそういう話をしてくださいましたのでね。

(小林副会長)

ちょっと一つだけ。日弁連がロースクール教育に対して、もっともっと発言をしていかなければいけないと言われましたので追加させていただきます。国際的に通用できるような法曹をもっと育てるという意味で、語学教育などももっともっと実務教育の中で取り入れながら、知識偏重じゃないような国際対応、グローバル社会に対応できる法曹養成という視点から、今のロースクール制度の教育の在り方も含めて見直していくことは、本当に重要な提言だと思います。それをどうやって実現するのかなど。今のロースクールの現場は、司法試験合格者をいかに出すかというのが、法科大学院の使命みたいになっていまして、それ以外の本当に長期展望で日本社会に役立つ法曹という視点からも、教育というのが本当になされているのかなと思うところはございます。

(フット委員)

1点だけ。まさにその関係で、司法試験が非常に重要な点であると思っています。実は私は法曹養成検討会の場で、スキル教育ですとか、法曹倫理などが本当に重要であると思っていれば、それはまさに司法試験に盛り込まなければいけないということを提案しました。最初から、そのようなことを司法試験で試すのは非現実的であると言われました。日本では、今まで、そのようなことを司法試験で試すのは実現していません。けれども、アメリカにおいて、実務スキルを試すいわゆるパフォーマンステストは80年代や90年代から司法試験に取り入れていますし、70年代から法曹倫理を試しています。しかも司法制度改革審議会の意見書もちゃんと、法科大学院時代の新司法試験のイメージとして、パフォーマンステスト的なものを提案して、いるわけです。日本では、そのような試験ができない、という立場は理解できません。

(小林副会長)

もうこれで終わりにしたいと思いますけれども、日本の学生がダニエルさんの母校のアメリカで司法試験、結構受かるんですね。ところが、アメリカの人は日本の司法試験受かりません。また、受けようと思わないですね。それは、なぜか考える必要があります。

つまり、日本の今の司法試験というのは、グローバルスタンダード的な意味での司法試



験にはなっていないのではないか。そういう意味で、今の日本の法曹を育てる試験のスタンダードとして、国際的通用性があるのかどうかという、本当にこれは根本的に問われなければいけない課題かなという気もしているんですね。

それは、我々が言ってもなかなか難しいので、皆様方にぜひ声を大きくして言っていただかなければいけない課題でもあるかなと思ってはいます。

(中川委員)

私も、ダニエル・フット委員ほどは深くないのですが、若干、法曹養成制度に関連したことがございまして、新司法試験の在り方検討会というのがありまして、新司法試験をどういうふうにするかという検討会の委員をやっていたのですが、そのときの議論と今実際にやっている司法試験とは全然違うんですね。

在り方検討会の際の結論というのは、もっと基礎知識だけをテストするというに、そういう人たちが、きちんとした基礎知識を持った人が、法科大学院で実務なり、深い法律を研究すればいいのではないかという議論だったんですよ。

ところが、今はそれは全然違っていて、あの検討会の結論はどうなったのだろうかという感じが一ついたしますし、それからいつか中坊先生とテレビで対談したことがあったんですけど、私はそのとき、仕事もなくして、人口の必要はありませんよということ言ったんだけど、一蹴されまして、いや、そんなことを言っている時代ではないと。とにかく人を増やさないとどうにもならないという、そういう一種のフィーバーみたいなものでしたが、ございました。そういうものが先行して、3,000人という数字が出てしまったわけですけど、今にして思えば、やはり職域議論というものを先にきちんとやって、それに見合う法曹人口というものをつくれればよかったなというふうに、今にして思っております。

これは、過去の話でどうでもいいのですが、先ほどのご説明などを伺ってまして、やはりこれはネガティブキャンペーンということもあるけれども、現実としては相当憂慮すべき事態ではないかと思えますよね。病気でいえば重度の糖尿病といいますか、そのまま放っておけばじわじわと、いつか消滅せざるを得ないと、それぐらいの本当に深刻な状況だと思います。

これどうしたらいいかというのは、それは何と言いますか、簡単ではない。先ほどフット委員がおっしゃいましたけれど、本当に難しい。あちこちをいじくって、片隅をいじくっても、その部分はよくなるかもしれないけれども、全体としての構図が本当によくなるだろうか。よくなるという意味は結局、当初に予定されていた、予定というのは、理想として掲げた国民の社会的生活の維持になるんだとか、あるいは質・量ともに豊かな法曹をつくるんだとか、そういう本当の意味での理想にどれだけ戻れるかということをお考えますと、かなり憂鬱な気分になるんですね。

そこで、私はこれはちょっと大上段の議論になりますので、あんまり打っても仕方がないかなという感じもするんですけども、しかし、そののころを考えたおかなければいけ

ないというふうに思いますのは、ロースクールをつくる時に議論をしなかったことがたくさんあるんです。

つまり、本来は議論すべきであったのに、そこを避けて通って、それでロースクールというものだけを描き出して実現化したと。その弊害が今ここで出ているのではないかなと、私は考えています。

では、その積み残した議論というのは何かといいますと、一つはやはり法学教育ですね。大学の法学教育、法学なり、あるいは大学院というものがあって、これをどうするかということについては、議論せずにつくっちゃった。そうすると二本立てになるわけですね。法学教育というものを一体化するというこのほうがいいに決まっているわけですが、大学は大学でそういうものを残し、その屋上屋といいますか、別に法科大学院というものをつくっちゃう。

これは、やはり具合が悪いと思います。それから、これは大学の既得権の問題ですね。それから、今度最高裁のほうは、司法試験というものと、それから司法研修所というものが絶対であるということで、とりわけ研修所というものはロースクールの上にあるわけですから、これはダブル教育になるわけで、本当にそういうものが必要なかどうかという議論はなされていません。とにかく研修所ありきということから出発して、これは最高裁判所の権益と。

それから、もう一つの大きな積み残し問題は、隣接士業ですね。こういうものはたくさん隣接士業があるんだけど、大きく捉えれば、これは法律家です。ローヤーです。だから、法律サービスを行う、そういう隣接士業をそのままにして、弁護士というものをロースクールで養成するという構想になっている。

ほかにもたくさんあると思いますが、本来議論をしておかないと、将来必ずそれが禍根になるというものを積み残していったということです。その弊害が今一挙に出ているんだと私は思います。

ということで、先ほど小林副会長がおっしゃった法曹三者が本当に覚悟を決めて議論をするというのであれば、ここまで遡ってやっていただきたい。それぞれ血を流さないといけません、これは。

本当に国民のために一番いい法曹制度、法曹制度といいますか、一番いいのはどうなんだという自分の権益をちょっとどけて、そういう議論をしていただきたいと思うんですね。

残念ながら、今私が言っているこういう議論はどこにもないんですね、日本に。不思議で仕方がないと思います。だから、本来ならば法の支配を担っている一番大きな団体であるやはり日弁連が、そういう大きな観点から、本来的な姿はこうではないかということ提言していただくのが、国民にとっても一番わかりやすいし、もっともな話ではないかというふうに思います。

ちょっと大上段になりすぎて、そんなこと言ったってという話になると思うんですけども、日頃そういうことを考えていましたので、この場で。

(小林副会長)

ありがとうございます。

(中本会長)

日弁連は、一定の処方箋は持っているのですが。具体的には、時間があまりないので端的に言いますと、ロースクール制度というアメリカの制度を採り入れるときに、アメリカの中で、法曹が活躍できるシステムいくつかあるのですが、それを採り込まないで、ただ単にロースクールだけを採り入れた、これが最大の今の窮状になっているわけですね。

ですから、人口が増えたけれど、法曹の活躍する範囲が増えていない。これは、活動範囲を拡大することが今、日弁連の最大の役割だと思っていて、具体的に言いますと、貧困問題であるとか、障がい者の問題であるとか、あるいは子どもの人権など、公的な役割を日弁連がずいぶんやっています。ほとんど予算が付かないで日弁連がボランティアでやっているんですね。これはやはり長続きしないわけで、そういう日弁連の活動に対して、もっと国が予算化すると。これはまず司法予算を増やす。活動範囲が広がっているその裏付けがないわけですね。

それから、やはり民事とか家事とか行政の、この裁判の問題、一番肝心なのは権利救済が十分できていない。要するに頼りにならない。裁判所が頼りにならない制度になっている。これを変えなければいけないわけです。例えば証拠が十分手に入らないとか、あるいは判決をもらっても、損害額が非常に少ないとか、判決もらっても紙切れになっているとか、こういう制度をやはり変えていく。やはり頼り甲斐のある司法にしなければいけない。これが非常に重要なわけです。

それからもう一つは、国際的な役割をやはり日本の司法は、あまりにも果たしていない。大概日本の企業や海外で働いている人たちのリーガルサービスは、ほとんど英米系の弁護士さんがやっていて、日本の弁護士はほとんどやっていない。これは、本来日本の弁護士がやらなければいけないのに、それが十分できていない。これは基本的には、法曹養成制度にも問題があるわけで、こういう問題を解決する。

ある程度の処方箋は持っているのですが、残念ながら、これを解決するためには、司法の予算をとらなければいけないとか、あるいは省庁の関連の予算をとらなければいけないとか、あるいは法律を改正しなければいけないとか、あるいは法曹養成制度改革する、非常に時間のかかるシステムなんですね。

ですから、これは中長期的にはやろうと今考えているのですが、なかなか一朝一夕にはいかない。できることはいろいろやっています。例えばアクセスの拡充などはできることですから、例えば弁護士費用の負担の問題でアクセスができないときは、弁護士保険を拡充して、できるだけ弁護士費用の心配をしないで権利救済ができるような制度を拡充するとか、あるいは扶助を増やして行って、お金のない人にはそういう扶助制度を充実するという、運用でできることは一生懸命頑張っているのですが、法律を改正するだとか、法曹養成制度改革するのは、やはり相当な時間がかかる。そういう状況を今、日弁連は抱え

てきて、一つ一つ実現に向けて頑張ろうとしているということだけは、ご理解いただきたい。その上で、いろいろご意見をいただければありがたいと思います。

(中川委員)

それはよくわかります。だけど、やはりトータル、俯瞰というか、どこに本来の問題があって、どうするかというのは、それは議論をすればいいわけですけど、どこに問題があるんだということは、この法科大学院の問題に関してははっきり出ていないんですね。非常に複合的だと、井上さんなどはおっしゃっているぐらいで、それではなかなかわかりにくい。だから、そこのところをまずはっきりさせるということが大事なのではないかなと私は思います。

(北川議長)

ありがとうございます。では、神津委員。

(神津委員)

手短に言いますが、この予備試験の人数がどんどん増えているんですね。これはやはりいろいろなことの矛盾が端的に表れている部分かなと思うんです。細かい仕組みは私はよく知りませんが、経済的な問題に対応するということもあるのかもしれないのですが、それは具体的に本当にどういうことかなということと、やはりそれは、法科大学院というものをつくって、今ほどのお話にも関わると思うんですけども、基本的な理念というのは、どういうことだったのかということに照らして考えると、やはり何というか、バイパスでもって、そっちの方が手取り早いということであれば、これはどんどんどんどん増えてしまうということになりかねないのだろうと思うので、先ほどのお話にも関わるとは思いますが、そろそろ本来の理念との関係で、やはり大掛かりなことの議論というのは、必要なタイミングになっているのではないのかなと、このように感じています。

(北川議長)

ありがとうございました。どうぞ。

(湯浅委員)

中長期的な処方箋は、会長のお話でわかりました。なので、超短期的な話で恐縮なんですけれど、何かお話伺っていると結局、すごく弁護士さんというのは人生の選択肢として費用対効果が高かったのが、非常に今費用対効果が低いものと見られるようになってしまったということなんだと思っているんですけど、ネガティブキャンペーンとかいろいろなお話がありましたが、そのためにこうやってやり甲斐をアピールしているというお話がありました。

ただ、費用対効果が高い低いというのは、やり甲斐の高さ低さと同時に、やはり金銭的な問題、経済的な問題も大きいであろうと。そういう意味では、先ほどの学生の法曹離れですか、就職不安があつて、だから借りた借金も返せなくて、合格率も低いからみたいな、合格率が低いのは昔から弁護士試験というのは超難関で有名ですから、その後にもものすご

く儲かる、ものすごく偉い人になれるということであれば、皆頑張ったのでしょけれど、そういう意味で言うと、やり甲斐プラス経済的なメリットもあるよということアピールしていく必要があるのではないかと思っけていまして、その意味でこのパンフレットを見ると、やり甲斐あるんだらうなと思っけるんですけど、何か経済的なところは、先ほどの給費制とかというあたりは触れられていないので、ロースクールまで行くと大学学部生から借りると 1,000 万ぐらい借金しちゃうわけですよ。私は、何か 1,000 万を 5 年で返しました、それで今年収 1,500 万ですというような、そういう人たちのことも併せて紹介することが、費用対効果の高さのアピールという意味では、やり甲斐はもちろん大事なんですけれど、かなり現実的に考えている学生も実際には少なくないはずなので、そこは両方押さえておくのが超短期的には必要なのではないかなと思っけます。中長期的には、しっかり理念だっけてやる必要はあると思っけるんですけど。かなり危機的な状況だとすると、そろそろ背に腹は代えられないのではないかと。

(北川議長)

あとはよろしいですか。私、さっき任期付採用が 200 人超えたとかいう話でしたか。

(小林副会長)

任期付公務員、国と自治体合わせてですね。

(北川議長)

国と自治体あわせてというので、これは先ほど会長さんもおっしゃって、弁護士会も大変ご努力いただいて、それでやはり山岸さんのときの会長宣言が効いていると思っけるですよ。個々の都道府県単位の弁護士会で、やはり強烈な反対がおありになったという現実もあると思っけるのですが、それを乗り越えて大阪弁護士会が対応して門戸を開こうとか、各地で起こってきたという、それで決断していただいて、一つのパラダイムがチェンジして、じゃあ行こうということになって、地域と全体とちょっと分けて喋っていただきたいと思っけるんですけども、国家公務員は別にして、やはり一つのメルクマールであった地方公共団体の任期付が 100 名超えたというのは、これは決定的な首長さん方に安心感を与えていると。それと莫大なお金とか、どう扱っていいかわからないということが、一般化したんですね。これは弁護士会さんの努力なのですが、できましたら基本的人権を、本当に大変重要な今、日本の進捗状況だと思っけるんですけども、そういったときについて、今会長さんもおっしゃっていただいたように、中川委員さんがおっしゃっていただいた会長宣言とか、あるいはもう一步パラダイムをチェンジする何か、ここの会議などで、私どもが言うなら私どもも言っけていいと思っけるのですが、何かスタートしないと、いや困っているんですけども、さあどうしたらいいんでしょうというところで、どこかでご決断をいただくことがある意味で、必要なのかなというちょっと差し出がましい話ですけども、そんな感じがしてございまして、私はどちらかという活動領域だけしか知らないんですけども、活動領域の拡大などでも様々なネックがいっぱい横たわっていたんですよ。

それを弁護士会さんは、ご自分たちのところもだっけ整理していただっけてというので

ターゲットしたということが、具体のいわゆるコンセプトまで含めて、それぞれの一点突破でやっていくという、こういう時期に来ているのかなという気がいたしますので、その点ぜひまたよろしくお願ひしたいなと、そのように思います。

(小林副会長)

ぜひ、それは北川先生などはじめ、やはりそうそうたる皆さん、市民会議の皆様から、法曹に対する外からの応援団というか、メッセージを逆に出していただくとかというのものがあるのかなとか、そういうものも何か非常に刺激になるのかもしれないね。

(北川議長)

だから、なるのかもしれないねというのを、そうしましょうという言葉に変えていただかないと。何か、ちょっと失礼な言い方だけど、ずいぶんここまで言えるようになってきたと思うんですよ。それは大変なご努力だと思いますが、では何にしますか、という話です。

(中本会長)

かなり活動領域は増えつつあるんですね。今3万7,000人、3万8,000人近く弁護士会員いるのですが、今お話があったように、地方公共団体123名、任期付公務員は100人を超えているわけですね。企業内組織は2,000人を超えているわけです。

つまり、かなりの数が、本来想定されてなかった分野に引続き行っている。今度また児童相談所にも、200か所ありますから、またそういうところにも行く。いろいろなところへ活動しているんですね。

また、恐らく大阪の場合は、いわゆる生活保護のためのいろいろな相談などを市町村と契約を結んで顧問弁護士制度をして、弁護士がいろいろ立ち会ったり、いろいろなことをやっている。今まででは考えられなかったところへ、どんどんどんどん若手の弁護士が行っているわけですね。法テラスだってスタッフ弁護士がずいぶん活躍しています。これは、やはりある意味では弁護士が増えたからです。やはり、今までの合格者4、5百人のままでは、そういう活動はできなかったわけですね。ですから、そういういい面があるわけですが、そういう面をもう少しピーアールしたいと思うんです。そういうふうな活躍をしているんだということをね。

それと同時に、またおっしゃったように、いや、俺は頑張ってお金稼ぐんだと、偉くなるんだと、政治家になるんだとか、そういう人もやっぱり取り込んでもいかないと、私はそう思っているんです。お父様、お母様が、自分の息子が弁護士になるというと、今だったらやめておくと、リスクが大きすぎると。指導の教官が、ちょっとリスク大きいからやめておけ、というような状況だと聞いていますので、もう少しやはり一般受けするようなピーアールを私はすべきだと思って、いいアドバイスをいただいたと喜んでます。

(湯浅委員)

ぜひ採用していただければ。

(北川議長)

やっとなお具体的なお考えが出てきたと思うので、ぜひそういう格好で。例えばこの市民会議のたびに、失礼なことをいっぱい申し上げてきたんですよ。それで対応していただいて、山岸会長の宣言になってというので、100名を超えたとき喜んでいたんですけども、現在123名になら、毎回発表いただくと。この市民会議のたびに。というようなそういう具体策がないと、いつまで経っても堂々めぐりで、雰囲気は変わってきているけれども、コキッと画面が転換する場面というのを、おつくりいただいたらうれしいなど。ちょっと失礼なことですけども、希望を申し上げて、ちょっと時間が5時まででございますので、あと二つ議題があるので、終わらせていただいて、次に移らせていただきたいと思います。

## 議題②「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立と今後について

(北川議長)

それでは、第2番目の議題の「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立と今後について」ということで、山口健一副会長に、ご説明をいただきたいと思います。

(山口副会長)

では、山口のほうから説明いたします。弁護士にとって冤罪をなくすというのは、永遠のテーマです。絶対に冤罪を生み出してはならないということで、日弁連はずっとこの間努力をしてきました。

平成18年に法テラスができたときに、最初に取り組んだのが被疑者段階、要するに、警察に捕まった段階で、あるいは起訴になる前に弁護士が付くという制度を作るというのが第1弾でして、平成21年に裁判員裁判制度もできましたけれども、その後の大きな刑事司法改革の中では、今回二つ目なんです。二つ目の改革として、私たちが最初に言っていた被疑者段階で弁護士が必ず付くような制度を国の方で作ってほしい、国選制度にしよう、ということはずいぶん努力をしてきて、出来上がりました。ただ、それぞれの冤罪というのは、なかなかなくならないということで、何が一番ポイントになるかという、やはり可視化ということです。

村木さんの事件をきっかけにして、その前から日弁連は取調べというのは可視化をしていかなければいけないんだと主張し続けていったのですが、捜査側から言うと、可視化をされると本当のことが言えなくなる、あるいは可視化をすると捜査に非常に弊害があるということで、ずっと対立構造が続いていまして、大阪の例の事件をきっかけにして、やはり可視化というのは大事である。可視化こそが冤罪をなくす大きな手段であるということで、特別部会が開かれてあのような形で議論をずっと行ってきましたが、最終的には可視化の範囲がずいぶん小さくなりました。3%というふうに言われていまして、裁判員裁判と検察が扱う特捜事件に限られるということで、日弁連の中でもいろいろな意見がありましたし、部会の中でもずいぶん議論が交わされました。

最終的に日弁連がとった方針は、3%でもやむを得ない、今この段階で可視化が成立をしなければ、多分永遠に可視化は成立しないだろう。そうすると、冤罪をなくす大きな武

器を私たちは手に入れることができなくなるという判断をしました。

そういう意味で、当初3%ということと併せて問題になったのが、どこから可視化をするかということだったのですが、可視化には幾つか段階があるのですが、本人が自白をして初めて可視化をするという一部の可視化という言い方をしますが、そんな提案がされたこともあったのですけれども、自分たちの都合のいいところだけを可視化するのでは、全然可視化の意味などないと、それは可視化ではないんだということで主張しまして、少なくとも対象事件についていうと、取調べの最初から最後まで全部可視化をする。それが必要であるということを実証してきて、今回の法律などでは、それが実現しました。

ただし、先ほどから何回も申し上げておりますが、事件が限定されます。例えば志布志事件というのをご存知だと思うのですが、あの事件は選挙違反の事件でした。全員が無罪に最終的にはなりましたが、あの事件などは、やはり可視化の対象にはなっておりません。ただ、私たちは、この3%を足がかりにして、可視化を全事件にどう広げていくかということをご検討したいというふうに思っています、そういう意味で、今最高検察庁が、できるだけ可視化をしたいということで、全国の検察庁に通知をしていますが、依命通知という言い方をしているのですが、検察はできるだけ可視化をしますと言っています。

ただ、検察がいくら可視化をしますと言っても、法律に書いていなければ、いつでもやめることができるわけですから、最終的に日弁連が決断をしたのは、法律に書かせるということです。法律に書かせて3%でもいいから可視化をさせる。そのことによって、今後やはり可視化をしないとちゃんと捜査ができていないよね、ということを裁判所に訴えていって、もし任意性とか何とかで、本当に私は自分の気持ちから言ったのではない、ということを本人が言い出したときに、裁判所が、ビデオを撮っておいてくれたらよかったのに、どうして撮らなかったの、というふうに捜査側に言って、捜査側がどうしても撮らないと裁判所の方が受け入れてくれないんだと、そんな形で可視化の範囲を広げていきたいと、こう考えていたのです。

もう一つ問題になったのが、通信傍受と司法取引がセットにされて法律ができたということです。司法取引に関して言いますと、今まで全く日本に制度がありませんでした。外国には幾つかあるのですが、司法取引をすることによって、例えば全然関係のない人を自分で引っ張り込んで、その人を犯人にしてしまっ、自分は罪を免れるというような弊害があるのではないかとということが言われていましたし、通信傍受につきましては、日弁連はずっと反対をしてきています。それが拡大をしました。

そういう意味で申し上げますと、セットでないと法案が成立しないということが明らかになったときに、日弁連の中でも本当に大きな議論になったのですが、私たちは、通信傍受と司法取引に関して言うと、できるだけそれを制限して、権利侵害にならないようないろいろな方策を採りたいというふうに思っていましたし、そんな中で、先ほど申し上げました冤罪をなくす最も効果的な手段の一つの可視化を何が何でも成立をさせて、弊害は弊害でできるだけ努力をしてなくすことをしようというふうに考えてきました。最終的に5



月 27 日の参議院で法案が成立しました。

今後、日弁連で何をしたいかということなのですが、一つは、可視化の範囲をできるだけ広げるための努力をしたいと思っています。しかも 3 年後に実施をされて、そこから 3 年後の見直しなので、まだまだ先長いのですけれども、できるだけ可視化をさせることを当然にして、それを法律に書き込ませて広げていく、ということをしたい。

そのために今、全国 3 万 7,000 人ぐらい弁護士いるのですが、若い弁護士たちはほとんどみんな刑事事件をやっています。この 10 年ぐらい登録した人たちの中で、恐らく半分以上の人たちが刑事事件をやっていますので、その人たちに対して今回の刑事訴訟法がどう変わったのか、何をしなければいけないのかという一斉の研修をしようと思っています、今全国に 52 の弁護士会があるのですが、日弁連でお金を出して弁護士会に講師を派遣して、そしてこの 9 月、10 月の 2 か月間で弁護士を対象に研修をしようとしています。

第 1 弾の研修をして、さらにそこから研修を何回も繰り返していく中で、私が先ほど申し上げた可視化をどう広げていくのかということと、それから通信傍受、司法取引などということについても、どう弊害を抑えていくのかという研究をずっと続けていきたい、と考えています。私のほうからは以上です。

(北川議長)

今の御説明について御意見、委員の皆さんございましたら、どうぞ。はい、どうぞ。

(井田委員)

ありがとうございました。今この施行時期の順番に並べ替えた形の資料を見せていただいて、改めて一番焦点であるところの取調べの録音・録画の問題に先がけて、通信傍受であるとか、司法取引の導入であるとか、そういうのが前に来てしまったんだなということを感じて、本当に難しい中での決断だったなということは思う反面、山口副会長が最初におっしゃった「冤罪をなくす」ということが焦点、ターゲットだったというところに返った実践を、ぜひ行っていただきたいということを思います。

それで、本当に聞きながら、私自身もこういうふうの一つひとつが、大改正に当たることをセットで取り組むということは、どうなんだろうというふうに思いながらも、そうでないと実現できない、例えば約 15 年前の司法制度改革のときにはあり得なかったことが今回導入しているときに、それを何かみすみすこのチャンスを見過ごしていいのかというのは、やはりあったとは思うんです。けれども、今ちょうど通信傍受の拡大のところについては、1 週間前、私、自分の担当するページでも特集をしたのですが、市民の方からすると、やはり日弁連として賛成と決めたことで、一つひとつの案件に対するそれでも批判とか解説とかそういうものが、やはり弱かったのではないかということ、それは同じようにメディアにも言われているわけなんですけれども、どうしてもセットで賛成してしまったからねということで、適切な批判を加えることができていなかったのではないかと思われるていたんだなということ、私事としてすごく、自分たちの誌面の展開とか説明というのが足りなかったなということ、この部分については、これ

からどうされるのでしょうか。特に通信傍受とか司法取引にある様々な問題というのは、法律家が冷静にそのことを単体で見たときにある問題をどう取り組んでいかれるということになるか。

(山口副会長)

苦渋の決断という言い方しかできなかったのですが、法律が成立するまでの間に、通信傍受についてはこんな問題点がある、というようなことをいっぱい我々が主張したとしますと、では通信傍受等とセットでいいのか、可視化が厳しくてもいいのか、私たちにとってはどう選択するかという、非常に苦しい選択を求められたんです。

そして、今法律が成立しました。改めて私たちはこの法律が成立する前から、どんな問題点があるかというのをずいぶん検討もしてきていましたし、今後、もしこの法律が成立したとすれば、どこらあたりがポイントになるのかということは、それなりに研究してきていたんですね。

例えば、司法取引に関して言いますと、これまでも実は司法取引というのはあったんですね。お前の罪を軽くしてあげるから、警察の言うとおりに調書をつくりましょう、みたいな話が闇であって、その調書がそのまま裁判所に出ていって、当然それが証拠になって、冤罪が発生したりとか、あるいは実際と違う裁判判断がなされたりしたことがあったのですが、少なくとも今回の司法取引に関して言いますと、そのことについては、司法取引でつくられた書面だということをしちんと裁判所に出すということになっていますので、この証人が言っているこの調書は、司法取引でつくられた調書なんですよ、ということが裁判所に明確に示せるんです。そこは、私たちが武器として使えるところなんです。

もう一つは、じゃあ、そういっても引っ張り込まれた、あいつが犯人だよと嘘を言った人たちを、どう防ぐのかということに関して言いますと、幾つか今まだ検討段階なのですが、そんな場合にどうするのかということは今チームを作って検討していますし、それをどうなくすのかということが、一つの司法取引については課題になっていると思います。

通信傍受に関して言いますと、確かに広がりました。しかし、補充性と組織性という、要するに一定の組織の中でやった犯罪であり、なおかつそれしか方法がないんだということが法律の中に書き込まれていますので、その組織性と補充性というのをどんな形で厳格に守らせていくのかというのが一つ、私たちの課題になるんです。

もう一つは、裁判所に全部令状で取りますから、通信傍受した記録というのは全部裁判所に行きます。そうしますと、私たちは手続をとればその記録を見られます。そうすると、その中には、きっと私たち、もし被疑者・被告人とされた人たちが、どんな通信傍受をされたということを知ることによって、場合によっては、真実が何なのかということを探求する可能性も出てくるのではないかということも考えていまして、そういう意味で、法律の範囲内で何とかしたいと思っているし、最終的に今、日弁連が考えているのは、本当にこれが冤罪を生み出したり、プライバシーの侵害になったりしてということになってくると、法律を廃案にするということも含めて、どうするのかということは、将来的に検討せ

ざるを得なくなるのかなというふうに思っています。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ。

(湯浅委員)

ありがとうございました。なかなかプラスとマイナスというのは抱き合わせていますので、苦渋の決断だったと本当に思いますが、今マイナスをどう抑えるかというお話をされましたけれども、プラスをどう伸ばすかという話もちょっと伺いたいのですけれど、裁判員裁判対象事件や検察独自捜査事件以外でも、どんどん録画を申し入れていって、6年後になるんですかね、残りの3年、6年後の法改正に拡大を、というお話だったのですが、これは、次に一律化となるのは、どこまで拡げるという戦術・戦略、そしてそれは何%ぐらいになるんですかね。

(山口副会長)

基本は全事件です。取調べの全件・全過程の録画というのが、最終的なというよりも、そこまで到達しないといけないと思っています。例えば、痴漢事件などは全く今の話で言うと、裁判員裁判事件でもなければ、特別捜査事件でもありませんし、さっきの志布志事件の選挙違反の事件だって違うんですよね。村木さんの事件もそうじゃないんですよ。

(湯浅委員)

そうじゃないというのは、

(山口副会長)

可視化、今回の法律の対象ではないんです。

(湯浅委員)

対象にならないんだ。

(山口副会長)

ならないんです。そうすると、全部をやらないと、私たちの最終的な目標に到達できない。今何をしようかとみんなで言っているのは、これから、これまでもそうだったのですが、捕まったら私の捜査は可視化をしてくださいねと申入れをする、弁護人が付けば弁護人がする。そして、きちんと可視化をしてくれない中で調書をつくるかどうかに関して言うと、調書はつくらないという選択が一つある。もう一つは、可視化をしてくれないと喋らないという選択肢がもう一つある。

可視化をしないで調書をつくられたときに、私は無理やりに言わされたということを裁判所で言ったときに、裁判所から、では、何で録画しなかったのと、録画の機器はあったでしょうと捜査側が訊かれたときに、捜査側が、いや、可視化は今は法律で義務化されていないしと、いろいろ言うと思うんですけれども、でもやろうと思ったらできたと裁判所に言わせる。こんなことを弁護側は実現しようとしています。3年後というのは、何で3年後なのかというと、全捜査機関に可視化の機械がそろるのが3年かかるという理由、言い訳なんですよ。そんなわけないですよ。

そういった攻防戦がある中で、3年間のあいだに、機器の設置は少しずつ広がっていくのですが、全警察署に全機械がそろえるのは3年かかると。しかも、その可視化の取調べの方法について、訓練もしなければいけないということで3年後ということになったいいんです。

いずれにしても3年後には全警察署に揃うわけです、可視化の機械が。そうすると、撮らないという選択をするためには、法律に書いていないからしませんでした、でも、あの人、あなたにどつかれたと言っていますよ、あの人、脅かされたと言っているよ、と言ったときに、可視化しておいてくれたら、あなた方が、そんなことしなかったことがはっきりしているじゃない、というふうに裁判所をこっちの味方に付けたい。そのためには、全事件について、可視化の申入書のひな型をつくって、私の受けた事件の何とかさんについては可視化をしてください、と申入れをすると。場合によっては内容証明で送るという形にして、ちゃんと可視化をしてねと申入れをした、本人はノーとは言っていない、というような証拠を残しておいて、いざとなったら裁判所と喧嘩できるような体制をつくりたいと思って広げるつもりなんです。

そのことを研修で今度やろうとしています。

(湯浅委員)

事件の性質の違いとか、どんな事件でもその可能性があるからということとか、最終目標は100%だということは分かるのですけれど、何か戦略的に集中して次の3年はここら辺を重点的にフォローして、特に注意して、その次の3年のときには、ここまで進めるみたいな、そういう腹案みたいなものは持たなくていいのですか。

(山口副会長)

最終的には段階的になっていくのでしようけれど、殺人事件だから可視化しなければいけないし、選挙違反の事件だから可視化しなくてもいいという、こちらから段階をつくるのがいいかどうかという問題があるんです。

だから、最終的な戦略として、あるいは戦術としてそういうことを考えることが可能性としてあり得るかもわかりませんが、今の時点では、法律が3年後だということもあるし、しかも3年間に全部の捜査機関に機械を備え付けるということもあるし、少なくとも最高検は、ほとんどの事件についてやると言っていますから、任意で、そうするとできないわけではないので、そこで段階をつくる必要はないんじゃないかと個人的には思っています。

(湯浅委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

よろしいですか。では、清原委員。

(清原委員)

すみません、時間のない中申し訳ありません。ご説明ありがとうございました。この春TBSテレビで、「99.9 刑事専門弁護士」という連続ドラマがあり、これで、刑事裁判で起訴

されたら 99.9%が有罪になるということが、全国的に周知されました。

それとともに、この取調べの可視化の義務制等を含む刑事訴訟法の一部改正が成立したわけで、実は先ほど自己紹介のときにも話しました裁判員制度・刑事検討会のときに、日弁連を代表して出られていた四宮弁護士が、当時から取調べの可視化について、録音・録画を全部ということについては主張されていましてから、そのときから考えれば十数年の長きにわたって、日弁連の皆様が一貫して主張されたことがようやく一部の事件であれ、成立したということは大変有意義だと思っています。

ちょっと違う観点から1点だけ質問させていただきます。今日、私、黄色い羽のバッジを付けているのですが、7月は、社会を明るくする運動の強調月間でございます、今日も午前中、社会を明るくする運動、すなわち、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力ということで、三鷹市でも啓発の映画会をしたところです。

さて、この取調べの全録音・全録画というようなことが実現することが、実は罪を犯した人にとっては、そのことを主観化する、客観化するというプロセスで、直ちに更生保護のプロセスは始まっていると、私は考えたいと思っています。

罪や非行を犯した人が、二度と再びそうしたことをしないために、最適な取調べがなされ、最適な裁判がなされるべきだと思っています。そういう更生保護の観点も含めて、取調べの可視化がもたらす効果等について、これまでのお取組の中から、私は感じているのですが、意義を感じるかどうかだけ、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(山口副会長)

少なくとも冤罪をなくすという意味での取調べの可視化と私たちはずっと言い続けてきています。もう一つは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、被疑者段階、要するに警察に捕まった段階で弁護士がすぐ付くという制度も、今度の法律で勾留全事件について、国選化されることになるんですね。

そうしますと、取調べの段階で、あんまり大したことないし、ちゃんと例えば被害者で示談できれば、これで起訴しなくていいじゃない、みたいなことをずっと私たちやっていたんですね。弁護士が付くことによって、それが可能になってきたんです。しかも全事件について可能になってきて、それが起訴されて犯罪者となるのではなくて、取調べの段階で起訴されずに、それで釈放されることによって、もう二度としないということがあり得るし、もう一つは、今、日弁連も各弁護士会でも幾つかやっているのですが、刑務所から出所してきた人たちをどういうふうに後をフォローするのかということについて、実は検察庁と弁護士会との間で、それも更生のためのプログラムをどうするかという議論が今始まっているんです。

もう一つは、少し専門的になりますけれども、一部執行猶予とって、最近では一部執行猶予ということが新聞に出ていますけれども、あれも更生のために、例えば刑務所を早く出してあげるから、後は社会に馴染む形で頑張ろうね、というそんなプログラムなんで

すね。そのために、保護司さんだとか弁護士等々と組んで、早く出してあげるから、社会の中で早く復旧しようね、というそんなプログラムなんです。

それで今私たちが抱えているのは、冤罪をもちろんなくすということもそうなのですが、罪を犯した人たちをどう更生させるかという、もう一つの大きなプログラムになっています。可視化とそこがどう結びつくか。私自身はもう一つわからないところもあるのですが、少なくとも、今私たちの課題として、両方あることは事実なんです。

(清原委員)

ありがとうございます。やはり再犯防止ということが極めて重要だと思うので、恐らく検証していただけたら、そういう効果もあるのではないかなと推測して質問しました。どうもありがとうございます。

(北川議長)

はい。

(フット委員)

司法取引の関係で、私は大変心配しております。アメリカのこともそうですけれども、確か1991年だと思いますけれども、ドイツの刑事訴訟法の専門家が東大で英語でドイツの刑事訴訟法に関する講義を行った際に、ちょうどドイツは、実験的に司法取引を取り入れたのですけれども、その人がやはり心配していました。これからどんどんと広がるのではないかと、ということでした。たまたま10年後、その先生とのパネルディスカッションに参加しました。その際、彼によると、さすがにその10年の間に司法取引の習慣が大きく広がったようで、そして定着したことで元には戻せない、とのことでした。ドイツでは、みんなが頼ってしまっているということです。本日の資料において、弁護人の同意を条件に、という箇所、線が引いてあります。もちろん一生懸命やっている弁護人の同意の場合は、その条件は意味のあることになるでしょう。しかし、アメリカの例からしますと、弁護人もいろいろなタイプがいますし、司法取引を行う際、手抜きをするのは非常にやりやすい。

司法取引については、検察官も弁護人も合意したんだから安心できるという考え方であるなら、これが十分な安全策であるかどうかということに関して、私は心配です。これに関する講習も行っているのでしょうか。

(山口副会長)

司法取引は2年後から始まるのですが、そのために今回の研修の中では、おおよそこんな問題点があるということについては、皆さんにお知らせしますが、52 弁護士会全部でやって、しかも時間が限られていますので、細かな技術のところまでできないのですけれども、もう一つこの司法取引の中で、私たちが決め手になるのではないかと考えているのが、ここの可視化なんです。要するに、司法取引がどうされたのかということについて、その可視化をすると。そうするとこれだけ負けてあげるから、あなたはこんなこと言いたくないだろうけれども、こういうふうにしておこう、みたいなどころも全部録画されるとすれば、そこはかなり除去ができるのではないかと。

もちろん、そんなところまで広がるのはいつになるのかと言われると、そこはそうなのですが、少なくとも可視化、取調べということに関して言うと、誰が見ても、後で検証ができる制度に全部しておくんだと。そういう意味で、今も司法取引の問題も可視化をしたい、こう思っています。

(北川議長)

はい、どうぞ。

(神津委員)

先ほど申し上げたんですけれども、当時の審議会に関わって、今日御欠席の村木さんはじめ、一般の立場といいますか、専門家ではない方が5人いて、最後の半年ぐらいは毎回事前に作戦会議をやって、ある種危機感を持って、こだわり、ここだけは何とかなしようということをやってきた立場からすると、本当にある意味、スタートを切れたということは、ものすごく大事なことだと思っていますので、先ほど山口副会長からもいろいろお話があって、肝心なのはここからだと思うので、本当にいろいろな意味でのチェックがものすごく大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(山口副会長)

本当にありがとうございました。

(北川議長)

はい、どうぞ。

(中川委員)

大変ご努力されたことがよくわかりました。最初は、ちょっと簡単な質問ですけれども、司法取引ですね。これは自分の犯罪に関するものではなくて、他人の犯罪を情報提供することによって、自分の罪を軽くしてもらうという制度ですね。

(山口副会長)

そうです。

(中川委員)

というのだけなんです。つまり、自分、A、B、Cと何かあるけれども、Bだけを認めるけれども、Eは免責してくださいと、そういう取引は含まれてないのですね。

(山口副会長)

何を起訴するかということは、検察官が全部握っているんですね。そういう意味で言うと、これを起訴しないから、ここだけみたいなことで、このことを喋れ、みたいなそんなことはあり得ます。

(中川委員)

ということは、理論的には自分の犯罪オンリーで取引をすることも可能なのですか。

(山口副会長)

今おっしゃっているのは、自分のことについて罪を認めるから負けてくれという、そんなお話でしょうか。

(中川委員)

そうです。

(山口副会長)

司法取引というのは、要するに、これまでの取調べについて、組織犯罪みたいなことになってきたときに、例えば検察官が求める、あの人がやったかどうかについて、お前知っているだろうと、それをちゃんとやってくれば、お前のこっちは少しまけてあげるよという、そんな話なんです。自分の犯罪の中で、司法取引というのはありません。

(中川委員)

そうですか。だから、その辺がアメリカとは違ってまして、いかにも日本的な、限定的な取引だなどと思ったのですけれども、それでもいろいろな問題点が出てきますから。

(山口副会長)

一つ問題点があるのは、ずっと黙っていると。そうすると、お前ずっと黙っているけれども、あいつの話をちゃんとしてくれたら、お前の罪をちょっと減らしてあげるよと言って司法取引する人と、最初から全部喋ってしまった人は、もう全部喋ってしまったからまけようがないという、そんな不公平な話になるわけです。

(中川委員)

だから、やはり組織犯罪を主として見ている制度だというふうに理解すればいいですね。

(山口副会長)

そうです。ただ、本当に私たちが腹立たしいのは、捜査側から言わせると、可視化をするので、みんなが黙ったり、みんなが可視化をされると、なかなか喋りにくくなるので、捜査がなかなかやりにくくなるから、こんな盗聴だの、司法取引だの入れろという、こんな話、彼らまともには言いませんけれど、そんなやり取りも中ではあって、結果がこんな形になってきているので、我々、より注意しなければいけないだと思います。

(中川委員)

わかりました。それから、本日の議題とはちょっと関係がないのかもしれませんが、いわゆる刑事政策、あるいは更生政策かな、そういうものに関連するのかもしれませんが、最近の犯罪状況と言いますか、非常に高齢化が進んでいるとか、若年層の重犯罪が多いとか、そういう問題がありまして、薬物とか、要すれば、従来のように犯罪者としてみて、刑務所に入れておけばそれでいいという状況ではどうもなくなってきているみたいでして、要すれば、むしろ犯罪者をそういう扱いにするよりは、福祉的な考え方で更生させたほうがいいのではないかという考え方も出てきておりますよね。

ついこの間の老人ホームの殺人事件みたいに、何か措置入院をさせておきながら、その後のフォローが十分ではなかったというような、ああいう問題とか見ていると、法律家の関与というものを、もっとそういう場面ですべきではないかと。

だから、例えば高齢者の犯罪とか、そういうものについて、どういう取扱いをするのが最もいいのかというようなことについて、十分議論ができるような制度なり、そういう環



境というものをつくれぬのかという気もしますし、薬物の人たちもそうですよね。

それから、措置入院なども、児童相談所など、あるいは警察などが、本当に十分な手当をしたのかどうか。あの辺でもし弁護士さんなり法律家が絡んでいたら、もうちょっとちゃんとした措置ができたのではないかというような気もしまして、そういう刑事政策的な面とか、ああいう行政措置というんですかね、そういうところにもう少し関与する余地なり、そういうものがあるのではないかなという気がしまして、そういう問題は、これから多くなってくるような気もするんですけど、どうでしょうね。

(北川議長)

一応5時までという会議でございますが、恐縮ですが、ご予約おありの方は致し方ないと思っておりますが、15分程度延ばすということで、ご了解いただけますか。よろしいですか。

(出井事務総長)

退席をする人もいます。

(北川議長)

それは仕方がないと思うのですが、せっきくの機会でございますので、どうしましょう。よろしいですか。この際最後までやらせていただくということで、御了解いただいて進めさせていただきたいと思っておりますが、それでは、先ほどの中川委員さんのことに対する御意見をお願いします。

(山口副会長)

まず、実は少年事件はずいぶん減っているんですね。減っているのに、ずいぶんマスコミで少年事件に関して言うとセンセーショナルに報道されているという面もありまして、凶悪事件とか数自体はずいぶん減っています。

実は、全体の刑事事件も減っているんです。毎年毎年ちよつとずつ。ただ、今、中川委員からご指摘がありましたように、高齢者のしかも累犯といって何回も何回も同じ犯罪を繰り返す人たちというのは結構たくさんいらっしゃるんですね。特に65歳以上で刑務所、ずいぶん高齢化が進んできていまして、しかも高齢化が進んできているものですから、刑務所の中がどうなっているかという、結構認知症が進んでいる人たちがいるというようなことで、刑事政策的にいってもずいぶん、どうするんだというのがすごく問題になっています。今、検察庁が弁護士会と一緒に、刑を終えた後の人をどうするのかということに、本当に真剣になっているのはそのあたりがあるんです。

もう一つは、今の日本の流れとして、刑事政策的には刑務所に入れるというのは、もう一回人生の立ち直りを期待するという面がずいぶんあるはずなのですが、一方では、重罰化というか、私は刑事弁護をずっとやっている立場から言いますと、どんどん法律が変わって刑が重くなっているという傾向があつて、そうしますと、だんだんある罪を犯した人は、少なくともこれだけ刑務所に入れておけ、みたいな形になっていくと、どんどん更生するために長い期間がかかって、出ていくともう高齢化していて、就職先もないみたいなことになっていくので、刑事政策として本当に法律として重罰化をしていくことがいいの

かどうかということも、本当にその人の人生の立ち直りということを考えてときに、あるいは社会にとって全体の利益のことを考えたときに、どうなのかということが私たちににとっては課題の一つです。

先ほど申し上げましたけれども、今は弁護士会も検察庁もいろいろな人たちが、出た後をどうするというにずいぶん今は社会的な関心もあるし、私たちがそこを何とか申入れをしていかなければいけないと思っていますので、これから私たちの仕事の場所をそっちへも広がっていくんだと思います。

(北川議長)

よろしいですか。

### 議題③熊本県震災災害対策の取組と今後の展開

(北川議長)

それでは、次に行かせていただきたいと思いますが、第3番目の「熊本地震災害対策の取組みと今後の展開」を岩渕副会長にご報告をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(岩渕副会長)

担当副会長の岩渕でございます。時間が過ぎておりますので、ごく簡単にかいつまんでお話ししたいと思っております。13/24と14/24を見ていただけると、概ねこの間の日弁連の活動がご理解いただけると思います。

4月14日、午後9時26分に熊本地震の前震が発生しております。日弁連は同日午後11時には災害対策本部を設置しておりまして、本部長として中本会長が就任し、私自身が本部長代行になっております。その翌日には、会長談話を発しておりますが、この会長談話は当連合会のこの件に対する取り組み姿勢ともいべきものを述べたものであります。

そしてその日の未明1時25分に本震が発生いたしました。この本震により、極めて大きな被害が発生していることがすぐわかりました。そこで本震が発生した土曜日と日曜日の2日間で総合法律支援法の早期改正と、改正総合法律支援法の熊本地震への適用を求める緊急声明を発しております。

冒頭中本会長からお話をさせていただきましたが、総合法律支援法の改正案には、認知力不足の方やDV・ストーカー被害者の方に対する法律相談を無償化するというもの以外に、大規模災害における法律相談の無償化の規定が入っており、この改正案は衆議院は通過しておりましたものの参議院は通過しておらず、しかも仮に改正案が成立したとしてもその施行は恐らく1年はかかると言われておりましたので、これについての緊急の適用をしてほしいということを述べたものであります。

そして、資料の5月27日の部分にあるとおり、同日、熊本地震に対する改正総合法律支援法が成立しました。また、次のページを見ていただければと思いますが、7月1日には平成28年熊本地震による災害について、改正総合法律支援法の大規模災害についての法律

相談の無償化の規定を適用するという政令が公布されております。このように先ほど申し上げた総合法律支援法の早期改正 5 月 27 日に成立し、7 月 1 日から施行となってというわけであります。

その他の声明は、時間の関係もございまして、割愛したいと思います。5 月 9 日には、義援金についての差押禁止措置等を求める声明を発しております。これも同じく 5 月 27 日には、法律が成立しているということをご報告したいと思います。

次に、法律相談の関係をお話ししたいと思います。見ていただくと分かるのですが、4 月 25 日から無料法律相談が始まっております。これは、この開始の 4 日前、確か前の週の木曜日と記憶していますが、私を含む災害対策本部のメンバーで熊本を訪問し、大規模災害後の法律相談において最低限必要な研修を行いました。また、25 日以降の活動のための費用については、日弁連が一定の責任をもつということ熊本県弁護士会の執行部のみなさまに説明をした上で、25 日以降の態勢をつくっていただきました。

熊本県弁護士会においては、25 日以降、電話回線 2 回線での電話相談を始めましたが、電話機を置けば鳴る、置けば鳴るという状況で、被災者の方から電話が繋がらないという苦情の電話がくるほどでした。もちろん、苦情の電話も無料電話には繋がらないものから、熊本県弁護士会の代表番号の方に苦情の電話が殺到するという状況になりました。

そこで、急遽。4 月 28 日には、電話回線を 5 回線まで増設をしました。ただ、5 回線に増設しますと、今度は熊本県弁護士会の弁護士だけでは対応が難しいという状況になってきました。そこで、5 月 3 日以降は、福岡県弁護士会の会員が熊本県弁護士会を訪れた上で対応するということをしました。

また、福岡県弁護士会だけでは対応が困難であったこともあり、5 月 3 日以降は日弁連会館に電話を転送し、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の会員にも担当して貰いました。そして更に 5 月 13 日からは、大阪弁護士会や福岡県弁護士会への転送をすることといたしました。このように日弁連としては、当初は熊本県弁護士会による電話相談であったものを最終的には熊本会、大阪、福岡、東京三会で担当するという体制を作ることができました。日弁連としてはいわばオール日弁連としての対応で電話相談をしたものと自負しております。

なお、この件の反省を一つ申し上げると、震災発災直後の電話相談の準備が円滑に行かなかったということがあげられます。いうまでもなく、熊本県の NTT も被災しておりましたし、熊本県弁護士会の会員も事務局も被災しているわけですので、電話番号の確保や転送体制の確立に非常に苦労いたしました。ですので、可能であれば、今後は被災地において電話を確保するのではなくて、できれば日弁連において電話番号を確保した上で、それを被災地会の要請に応じて転送するというほうが望ましいかなと、現在では思っております。

ただ、この電話相談は被災地会が自ら被災地の市民がどのような問題について困っているかということを知るための貴重な機会でもありますし、それは被災地会としての立法提

言にも繋がるものであると思われます。ですから、電話相談の全部を日弁連が対応するのではなくて、被災地会においても一定程度取り組むということが非常に重要なことと考えているところであります。

なお、次のページを見ていただけると分かるのですが、7月12日時点で5,115件の電話相談が来ています。

また、6月3日からは、消費者庁による消費生活相談等がありまして、これについても日弁連が消費者庁と協議をして実現をしております。6月13日からは、公益財団法人住宅リフォーム・紛争支援センターによる被災分譲マンションについての弁護士・建築士による専門家相談も開始しております。

この被災分譲マンションについての専門家相談は熊本地震においてはマンション被災、家屋の被災が多いものですから、これについて対応したいということで開始したものです。

資料の通しページの20/24をご覧くださいと思いますが、この住宅リフォーム・紛争処理支援センターの専門家相談は6月中はまだ現地の準備が十分に整わなかったということもあり、東京三弁護士会が行っておりまして、7月以降は熊本県弁護士会で行っています。これについてもやはり被災地会のみではなく、必要に応じて日弁連が介在し、東京三会の協力を得た上で実施できたということであり、日弁連全体としての取り組みと評価できるものと思います。ここまでが、法律相談の関係でございます。

自然災害債務整理ガイドラインについては、時間の関係もございまして、一言だけお話ししますが、資料は2で、15/24をご覧くださいければと思います。簡単に申し上げますと、大規模災害で被災した方は、支払ができなかった場合には破産する場合がありますが、破産いたしますと、手元に残せる財産、これを一般には自由財産といいますが、これは、基本的には99万円だけになります。しかし、このガイドラインによる債務整理においては、基本的には、99万円という自由財産の枠がまず500万円に拡大され、それに加えて差押え禁止財産が残せることとなります。被災者にとっての差押え禁止財産として代表的なものとしては義援金といわゆる生活再建支援金があります。このうち義援金は生活再建支援金と異なり、法律上当然に差押えが禁止されているわけではありません。しかし、先ほどの日弁連による立法提言もあって熊本地震の被災者に対する義援金に対しては差押えが禁止される立法がなされました。その結果、ガイドラインによる債務整理の場面では、この義援金についても手元に残すことができることとなります。また、ガイドライン上は生活に必要な200万円程度の車もそのまま保持して良いとされています。

以上を整理すると、ガイドラインによる債務整理の場合には、現預金500万円に加えて、義援金、そして生活再建支援金の150万から300万を手元に残した上でさらに生活に必要な自動車、200万円程度までの一般的な自動車は残した上で債務の免除を受けられる可能性があるということになっているものですから、その意味ではこの自然災害債務整理ガイドラインの適用は重要なことでございます。

なお、実はこのガイドラインの適用は今年の4月1日からでありました。まさに熊本地

震の直前2週間前に適用になったというものでございます。対象となる災害は遡って去年の常総市の水害からとされているのですが、施行されたのは今年の4月1日でございます。

このような事情もあり、このガイドラインについては、熊本県弁護士会でも全く研修等の準備をしていなかったものですから、先ほど述べましたとおり、熊本地震災害対策本部において4月21日に熊本を訪問し、翌週の月曜日から施行できるように対応窓口の設置をお願いし、そのための必要最小限度のアドバイスをさせていただいた上で25日からは窓口の運用がなされるに至っております。なお、ガイドラインの研修についても、日弁連から数回にわたり講師を派遣をして行っております。

このガイドラインについては、おそらくは今後も日本国内で適用されるべき場面が多くなるものと思いますので、日弁連としては是非、全国に広め、どこの地域でも被災者に対応できる体制を作っていきたいと考えています。

最後に、将来の課題を一つだけ申し上げますが、先ほど申し上げたように震災直後の電話相談の実施にあたっては、電話番号の確保の問題があるのですが、加えて例えば東京が首都直下型地震等で大きな被災を受ける場合といった場合についても備えないといけないように思っています。熊本地震では東京の弁護士によるバックアップが重要な意味を持ちましたが、首都直下型地震等の場合に東京の弁護士がすぐに対応できるだろうかという不安があるということです。そこも考えた上で、東京が機能不全のときには、場合によると大阪であるとか、そういった他のエリアにおけるバックアップも必要かなと考えているところでございます。簡単であります、以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。これについて、ご意見等ございますか。どうぞ。

(湯浅委員)

お願いというか、危機管理のことですが、法テラス号で移動相談も行われるということで、電話をなかなか自分でかけるのもハードル高いという人もいるものですから、ぜひやっていただきたいのですが、今回はやはり在宅で過ごされる方が多いというのが、東日本大震災のときに比べてちょっと特徴かなと思っていて、石巻の在宅被災者とかはかなり取り残されているので、ちょっと問題の発見が難しいというのが在宅被災者の特徴なので、ぜひ移動による出張相談的なこと、4月2日にやって今後も順次開催予定と書いてありますが、ぜひ精力的にやっていただければなということが、お願いの一つです。

あと、それにも関連するのですが、18/24の図で、専門家派遣のいつものスキームですけれども、地方自治体から問題発見して、上がってくる一番下から上がなかなか難しいですよ。そこも巡回等の力を発揮する場所で、今回の熊本に関しては、仮設団地に関しては非常に限られていて、特に懸念される仮設団地はかなり特定されていますので、そこら辺の体制もぜひご検討いただければということでお願いします。

(岩淵副会長)

私は、仙台弁護士会に所属しておりまして、実は平成 23 年の東日本震災の後 5 年間は、東日本大震災の被災者支援をを対応しておりまして、6 年目に日弁連副会長となってこちらに来たら熊本地震が起きたという、そういう状況です。

石巻市の在宅被災者の件については、私も理解しているつもりです。熊本地震においても確におっしゃるような問題がありうるので、出張相談はぜひやるべきであると考えています。熊本県弁護士会は、2 週間に一回ぐらいは、大体テレビ会議で繋がっておりますので、熊本県弁護士会の情勢を伺いながら、また最近、日弁連で主として熊本地震対応のために 1 人職員を採用したので、熊本訪問をした上で状況を把握し、今おっしゃられたような出張相談についての拡充については、ぜひとも、こちらでも力を入れたいと思っております。

(湯浅委員)

よろしくをお願いします。

(岩渕副会長)

ありがとうございます。

(北川議長)

あとはよろしいですか。どうぞ。

(清原委員)

ありがとうございます三鷹市長の清原です。私たちも全国市長会あるいは東京都市長会のネットワークで、被災地の家屋調査や罹災証明発行の支援というのをまず当初は行って、もうしばらく継続するところです。

ただ、今回全国市長会の防災担当の副会長も現地に足を運んで、そのご報告を受けましたが、熊本県もそれぞれの市・町・村によって状況が異なり一様ではなく、どうしてもその復興住宅の計画まであつて建設をしそうなところと、全く重機が入っていないところと、極めて地域差があるようでございます。

したがって、湯浅委員がおっしゃったように、私も出前相談というか、待つのではなくて、行っていただくということが極めて重要な地域があるかと思ひまして、大変ご苦勞をお掛けするのですけれども、自治体は自治体のネットワークでできる限り支援をさせていただきますが、専門家の集団であります日弁連の皆様ぜひ出前相談というのを、私からもお願いします。ご苦勞をお掛けしますが、よろしくをお願いします。以上です。

(岩渕副会長)

ありがとうございます。今日資料をお付けすればよかったですのですが、かなり出張相談はやっております。益城町を含めて、仮設住宅や団地にいたしてもずいぶん行っておりますが、今後も継続してやりたいと思ひています。ありがとうございます。

(清原委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

そのほかよろしいですか。それでは、ちょっと時間、議長の不手際で申し訳ございませんでしたが、岩渕副会長さん、ありがとうございました。

#### 議題④ 第51回市民会議日程について

(北川議長)

それでは、次の会議日程でございますが、一応内々ご了承いただいております9名参加ということで、11月9日、水曜日の1時半から3時半に開催させていただきたいと思っておりますので、ご予約のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 議題⑤その他

(北川議長)

そのほかで何かございますか。よろしいですか。それでは、本日予定しておりました審議を終了させていただきます。

#### 6. 閉会

(北川議長)

それでは、第50回の日弁連市民会議を閉会させていただきたいと思っております。事務局もよろしいですね。それでは、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。(了)